

はじめに

1 計画策定の趣旨

歯・口腔の健康は、むし歯や歯周病などの歯科疾患の予防だけでなく、口から食べる喜びや話す楽しみを保つ上でも重要です。

また、歯周病と糖尿病、がんなどの生活習慣病をはじめ、誤嚥性肺炎^①や早産との関わりが科学的に明らかになるなど、歯と口腔の健康は、全身の健康の保持増進に大きな役割を果たしていることがわかってきました。

県では、本計画を平成22年に制定した「熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例」に基づく基本計画として位置づけ、すべての県民が、その年齢又は心身の状況に応じた良質な歯及び口腔にかかるサービスを受けることができるよう、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進してきました。

第3期の計画期間では、小中学校等でのフッ化物洗口^②実施率の増加や8020運動の普及、定期的に歯科健診や歯石除去を受ける県民の割合の増加など、指標の改善を図ることができました。

また、糖尿病対策や早産予防対策、がん患者の療養や循環器疾患など回復期の療養の質を高めるための医科歯科連携の取組みが進みました。

一方で、歯周病にかかっている成人の割合の改善が見られていないことや、子どものむし歯が全国平均よりも多いなどの課題も残っています。

第4次計画では、前計画の「すべての県民のライフステージに応じた歯の健康づくりを推進する」という方向性を引き継いだうえで、一次予防に重点を置いた歯科疾患予防や障がい児（者）や高齢者の歯科保健医療、在宅歯科連携体制の整備、医科歯科連携、平成28年熊本地震の経験を踏まえた災害時歯科保健医療体制整備や活動の充実等について強化を図っていきます。

2 計画の位置づけ

- (1) 「歯科口腔保健の推進に関する法律」第13条第1項及び「熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例」第11条第1項に基づく、歯及び口腔の健康づくり推進に関する基本計画とします。
- (2) 国が示した「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」に則して、本県の実情に応じた施策の方向性や目標値を設定しました。
- (3) 「熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例」に定める関係機関・団体が、県民の歯及び口腔の健康づくりを推進するための行動指針となるものです。

① 誤嚥性肺炎とは、食べ物や唾液などが誤って食道ではなく気管に入り、肺に流れ込んだ細菌が繁殖することで起こる肺炎のことです。高齢者や脳血管障害の後遺症などによって、飲み込む機能（嚥下機能）や咳をする力が弱くなると、口腔内の細菌、食物残渣、逆流した胃液などが誤って気管に入りやすくなります。

② フッ化物洗口とは、むし歯予防のため、低濃度のフッ化ナトリウム溶液を用いて行う洗口（ブクブクうがい）のことです。濃度によって、毎日行う方法と週1回行う方法があり、保育所・幼稚園、小中学校等の集団で行うと継続しやすく効果が高いと言われています。

3 計画期間

平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間とします。

4 他の計画との関係

この計画は、熊本県保健医療計画、くまもと 21 ヘルスプラン(熊本県健康増進計画)、熊本県健康食生活・食育推進計画、熊本県がん対策推進計画、くまもと子ども・子育てプラン、熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画、熊本県障がい者計画、第 2 期くまもと『夢への架け橋』教育プランなど、県が策定する健康づくりに関する計画との調和を図ります。

